

氏名	あん ざい れん 安 西 廉		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	甲第 123 号		
学位授与の日付	2015 年 9 月 30 日		
学位授与の要件	学位規程第 3 条第 1 項		
学位論文題目	近代における凡夫の自覚道 一清沢満之、曾我量深の求道を通して一		
論文審査委員	(主査)	大谷大学教授 博士（文学）[大谷大学]	水 島 見 一
	(副査)	大谷大学教授 博士（文学）[大谷大学]	延 塚 知 道
	(副査)	大谷大学名誉教授 文学博士 [大谷大学]	鍵 主 良 敬

学位請求論文審査要旨

I. 論文内容の要旨

本論文のテーマである「凡夫の自覚道」は、親鸞が開顕した仏道の神髄である。それは、『大無量寿経』に説かれる「群萌を拯い恵むに真実の利をもってせんと欲してなり」（『真聖全一』4頁）として建立された法蔵菩薩の本願の、自覚の仏道である。そのような自覚道を親鸞は、「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、親鸞一人がためなりけり。さればそくばくの業をもちける身にありけるを、たすけんとおぼしめしたちける本願のかたじけなさよ」（『言行篇』『定親全四』37頁）と、『歎異抄』に述懐する。「そくばくの業をもちける身」とは「凡夫」の存在性であり、その意味で凡夫とは宿業の身であり、そこに本願は成就する。本論文では、そのように凡夫が本願を自覚する仏道を、近代において大谷派教団が世に輩出した清沢満之、曾我量深に尋ねるものである。近代人清沢、曾我によって、鎌倉時代に親鸞によって開顕された「凡夫の自覚道」が近代人に開放された。そ

の実相を尋ねるところに、本論文の特徴がある。

清沢満之は、近代化という課題にさらされる明治時代に、育英教校から帝国大学に近代的教養を学んだ。その清沢が自らの実存的苦悩をとおして、親鸞と同様の「凡夫の自覚道」を実験したのであるが、その「実験主義」の仏道が、真宗の近代化という課題に応答するものであった。そしてその清沢を師として仰いだのが曾我である。曾我は清沢に導かれつつ「凡夫の自覚道」を自らの宿業の身において実験し、「法蔵菩薩の非神話化」など真宗教学に対する近代的視座を構築した。本論文は、そのような清沢、曾我によって展開された親鸞の「凡夫の自覚道」が、近代人の宗教心を開発するものであることを解明する。清沢、曾我の求道実践が、親鸞の仏道に近代化という視座を与えるものであったが、筆者はその本質を清沢、特に曾我の教学に見定めている。ここに本論文の特徴がある。

筆者は「凡夫の自覚道」を、宿業の身に本願が成就する自覚道として解明する。第一章では、『臘扇記』に基づいてそれを解明する。『臘扇記』で清沢は、『エピクテタス氏教訓書』に導かれて、有限なる自己と無限なる如来(本願)とが、それぞれが分限を守りつつ一体であることを考察する。いわゆる宿業の身の自覚において、それがそのまま如来(本願)の自覚であるということである。それを清沢は、「自己トハ何ソヤ 是レ人世ノ根本的問題ナリ」(『臘扇記』『清沢満之全集』第8巻〈岩波書店〉363頁)と述懐するやすぐに続けて「自己トハ他ナシ 絶対無限ノ妙用ニ乗托シテ任運ニ法爾ニ此境遇ニ落在セルモノ即チ是ナリ」(同前)と開陳する。筆者はここに、親鸞の開顕した「凡夫の自覚道」の具体相を尋ねるのである。

その清沢満之に師事したのが曾我量深である。曾我は、真宗大学の京都移転開校を機に教授を辞し、越後へと帰郷する。その越後の大地において、一人深き自己執心と対峙し、自らの実相を「食雪鬼」(1912(明治45)年3月「食雪鬼、米搗男、新兵」『精神界』第12巻、第3号)と自覚する。この「食雪鬼」の自覚を基盤に、曾我は「地上の救主」(1913(大正2)年7月『精神界』第13巻、第7号)において、『大経』に説かれる法蔵菩薩を自覚的に解

明する。それが「如来は我なり」(『曾我量深選集』第2巻、408頁)との表明である。「如来は我なり」とは、凡夫による法蔵菩薩の主体的、自覚的了解である。そしてそれは、今日の真宗学の揺るがぬ研究指標である。この曾我の法蔵菩薩の自覚的了解は、親鸞の「そくばくの業」において本願を「かたじけなさよ」との自証に相応する。「そくばくの業」は、法蔵菩薩の我々にはたらく「場所」である。筆者はこのような考察に、第二章、第三章に分けて論究する。特に第三章の「宿業の実験—「食雪鬼」の自覚—」において、法蔵菩薩のはたらく「場所」としての宿業の考察を曾我の教学思想の中核と位置付けて、丁寧に文献に依りながら、自覚的にすすめている。本論文の主眼は、この第三章にある。

筆者によれば、曾我が明らかにして真宗教済の真意義は、宿業の身における如来の自覚をとおして法蔵菩薩を近代人に開放したことにある。宿業の自覚が法蔵菩薩を神話の域から解き放ち、凡夫の自覚内容として具体化したのである。その意味において、清沢、曾我が近代に出現した意義は大きいと言わなければならない。曾我のはたした法蔵菩薩の非神話化という業績を、筆者はこのように論究したが、それは今日の真宗学の一つの視座として傾聴に値するものと考ええる。

第四章では、曾我の仏教史観を手掛かりに、宿業における法蔵菩薩の自覚の普遍性を考察する。宿業の身における法蔵菩薩の自覚は、信仰主体の誕生を意味するものである。そしてその信仰主体は、曾我が闡明した「信に死し願に生きよ」(『曾我量深選集』第12巻)との願生の仏道を歩むものである。このように第四章は、法蔵菩薩の自覚による我々凡夫の社会を生きる積極性を課題とする。まことの社会性とは何か。この重い課題を、筆者は「凡夫の自覚道」という視点で解明しようとしたが、その意欲は評価できるものである。

本論文の構成は、以下の通りである。

序

- 第一章 近代における凡夫の自覚道の源泉—清沢満之の求道—
- 第二章 逆縁教興—清沢満之との値遇—
- 第三章 宿業の実験—「食雪鬼」の自覚—
- 第四章 願生道—自覚自証の仏道—
- 結

II. 論文審査結果の要旨

本論文は親鸞の開顕した「凡夫の自覚道」を清沢満之、曾我量深に尋ねたものである。特に本論文の大勢を占めるのは、曾我量深研究である。曾我の教学思想の特徴について、安田理深は、曾我60歳を境界に前期と後期に分け、前期は、60歳還暦記念講演の「親鸞の仏教史観」に至るまでの緻密な求道の思索が展開された時期とする。その前期の代表的論考としては、「地上の救主」や「如来表現の範疇としての三心観」があげられるが、そこには清沢満之に導かれての法蔵菩薩の自覚のための悪戦苦闘による、力強き求道実験が真宗教学に基づいて展開されている。後期は「親鸞の仏教史観」以降の「曾我教学」が熟成・展開された時期で、金子大栄の還暦記念講演の「感応道交」の他、「歎異抄聴記」や「行信の道」に見られるように、教学思想が体系化されている。(『安田理深選集』補巻5頁参照)

曾我の教学思想には、法蔵菩薩の自証が一貫する。本論文はそこに視座を定めて考察するものである。すなわち本論文は、筆者の純粋な求道心が一貫するものである。そういう意味で、全体的に、筆者の求道心に基づいて、要を得て簡明にまとめられている。

第一章では清沢の思想を「分限の自覚」という一点に基づいて論じている。筆者によれば、清沢の「分限の自覚」は、宿業の身における法蔵菩薩実験の自覚道であり、ここに真宗の「近代化」が実現されたとする。すなわち、明治の仏教界はおもに科学的研究手法による近代化を目指したのに対し、清沢は親鸞の自覚道を自己に実験することで「凡夫の自覚道」を実践し、それを近代人の足下に具現化したと論じている。ここに筆者の独自

の見解がある。

第二章以降は基本的に「曾我量深研究」と言い得るものである。特に第二章から第三章にかけての論述は本論文の中核をなすものである。これを踏まえて、以下少しく審査結果をまとめておく。

筆者は、曾我の教学思想の特徴を、一つは法蔵菩薩の非神話化、もう一つは第二十願の自覚という二点に絞って論じていく。もちろん曾我の教学は、たとえば「親鸞の仏教史観」や「宿業本能」、「感応の道理」など様々な観点で論じられるべきであろうが、筆者の自覚的求道的関心からすれば、この二点に絞ることは必然であろう。第二十願に苦悩する自己に法蔵菩薩が誕生する。つまり法蔵菩薩の自覚的理解、ここに曾我の仏道の独自性があり、筆者はそれに主体的に挑んだのである。ここに本論文の評価すべき点がある。

筆者は第二十願の自己を、曾我の越後帰郷時代の論文「食雪鬼、米搗男、新兵」に見出している。「食雪鬼」の自覚とは、我が身の内奥にうごめく仏智疑惑の自己である。すなわち、我のなす一切に、必ずエゴが潜んでいるのであり、そういうエゴ的自己の自覚もすでにエゴである。故に、我には絶対的に法蔵菩薩の自覚は許されないのである。ここに曾我は、法蔵菩薩を主体的に了解するための思索に入る。

「食雪鬼」なる絶対無救済の我は、如何にして救済されるのか。このように筆者は「凡夫の自覚道」を尋求する。曾我は「食雪鬼、米搗男、新兵」において、「崇き哉也食雪鬼の自覚、此自覚こそが浄土真宗を生んだ、此自覚に入らしめんが為に如来の本願修行がある」と述べている。エゴによって救済を断絶された我は、「如来の本願修行」によってのみ救済されるのであり、しかして「食雪鬼」の自覚は「如来の本願修行」の自覚でもある。親鸞はそれを「そくばくの業をもちける身にてありけるを、たすけんとおほしめしたちける本願のかたじけなさよ」と述べ、曾我は端的に「如来は我なり」と表明する。本論文の生命線は、この第二十願と法蔵菩薩の関係性の解明にある。筆者はそれに求道的関心をもって臨んだのであり、

その研究意欲は評価されるものである。

第四章では、「食雪鬼」の自覚が社会を生きる信仰主体であることを、「親鸞の仏教史観」によって論じていく。曾我は「地上の救主」において「如来我となりて我を救ひ給ふ」(『曾我量深選集』第2巻、408頁)と述べ、その法蔵菩薩降誕の自証する自己を「自我の真主観」(同前、413頁)としている。ここに曾我は、社会を主体的に生きる主体を明らかにする。筆者はその主体を、本願の歴史のなかに見出された現生正定聚の自己と見定める。その自己が共業、不共業を担って現実に立ち上がる。ここに願生浄土の仏道の本質がある。筆者はこのように、曾我の自覚道が真の社会を生きる主体を生み出すことを主張する。ここに筆者の独自性、積極性を認めることができる。

今日、清沢満之研究については着実な成果が見られつつあるが、しかし曾我研究については、曾我没後44年であるにも関わらず、緒についたとも言いがたいのが現状ではなかろうか。したがって、今後曾我研究は大いに急がなければならないのであるが、その意味で本論文は、曾我研究の先駆的意味をなすものであることを付言する。

審査会では、筆者の今後の研究活動に資するいくつかの課題が指摘された。

まず、親鸞が「大乘の至極」とする大乘仏教の視座が欠落すれば、第二十願の根本的自我の問題を論じても限界がある。曾我は唯識に基づいて思索しその思索の悪戦苦闘の中から如来の声を聞いたのであり、そういう意味で、曾我研究を主とする本論文において、大乘仏教からの論究は必要であった。また、論文記述が「前期」曾我に限定されているが、論文を執筆する者としては、曾我の教学全体を俯瞰する眼は有すべきであり、さらに親鸞の主著である『教行信証』の研究が不十分なため、願生道としての親鸞思想の積極性が窺いにくい。

以上のような指摘を審査委員から受け、また論証の細部に詰め甘さも散見するが、しかし3年半で博士論文を仕上げたこと、また論文執筆の視

座の一貫性、また曾我研究の先駆性などを踏まえて、総合的に、博士論文の水準に充分達していると判断する。

審査に必要とされる最終試験については、審査員全員により 2015 年 7 月 10 日に試問を行った。その結果、審査員一同一致して、安西廉に大谷大学博士（文学）の学位を授与することが適当と判断した。

氏名	かめ ぎき しん りょう 亀 崎 真 量	
学位の種類	博士（文学）	
学位記番号	甲第124号	
学位授与の日付	2016年3月18日	
学位授与の要件	学位規程第3条第1項	
学位論文題目	欲生心の往還—親鸞における求道の転換—	
論文審査委員	(主査) 大谷大学教授 博士（文学）[大谷大学]	延 塚 知 道
	(副査) 大谷大学教授	加 来 雄 之
	(副査) 大谷大学名誉教授 博士（文学）[大谷大学]	安 富 信 哉

学位請求論文審査要旨

I. 論文内容の要旨

本論文は「欲生心の往還—親鸞における求道の転換—」と題されている。大乘仏教では、仏道を完成に向かわせるものが菩提心であると了解されるが、法然・親鸞においてはその菩提心が、阿弥陀如来の本願力に根拠する他力の信心であるというところに、その特質がある。したがって聖道門ではその証が、まだ見ぬ未来に掲げられて修行に邁進する他はないが、浄土門では他力の信に阿弥陀如来の覚りが開かれて、信に証が直結する。そこには自力の菩提心から他力の信心へという大きな転換があるが、その転換を『教行信証』三問答の欲生心積に見定めて論述した論文である。

したがって本論文の趣旨は、大きく言って二つある。一つは自力の求道が自力無効を通して阿弥陀如来の本願力（特に欲生心）にまで突き抜けなければ、一切衆生の救いは完成しない。もう一つは本願の欲生心に、阿弥陀如来の往相と還相の他力回向を感得して、本願成就の信心に自然に大涅槃の証が実現する。この二つの論点を中心にしながら、親鸞の誓願—仏乘に、

一切衆生の救いがあるということを論証しようとした論文である。

序論は「求道一般と親鸞の『教行信証』」と題されて、大乘仏教の一般的な求道は自力の求道心に立つものであるが、親鸞の『教行信証』は本願力に根拠する他力の信心によって仏道全体が完成される。そのために一般的な大乘仏教は証をまだ見ぬ目標にして修行に励むしかないが、浄土真宗は「証道今盛りなり」と親鸞が言うように、往還の回向によって信心の今に実現される。そのことを本論文で論証したいという、筆者の論点が述べられている。

第一章「不可説の祕密から往還の教説へ—仏教観の転換—」では、『無量寿経』と同じように浄土が説かれる『華嚴経』と『法華経』に注目して、その違いを論究している。その趣旨は、『華嚴経』と『法華経』の浄土は仏の自内証として覚りの境界であっても、衆生がそれに至る道筋が明確に説かれていない、その限り仏の祕密としての浄土である。

それに対して『観無量寿経』の華座観では、一切衆生の苦悩を除く法が阿弥陀如来の本願力にあることが説かれる。さらに『無量寿経』では、未離欲の仏弟子である阿難が、釈尊との出遇いを通して仏仏相念の世界に目覚めていく。それが釈尊の出世本懐として説かれ、その出遇いを契機として一切衆生が往生浄土する道筋が、阿弥陀如来の本願成就として説き出されている。そこに他の大乘経典と違って、群萌の救いを説く『無量寿経』の独自性がある。しかもその阿弥陀如来の浄土は、衆生が往生浄土(往相)することによって、そこから教化に還る(還相)という、往相と還相の根拠として説かれることに筆者は重要な意味を見出し、この後その点についての論究を進めていくことになる。

第二章「不用回向から欲生心の往還へ—一回向心の転換—」では、法然が『選択集』で称名念仏には自力の回向を用いる必要がないと主張することを、親鸞は不回向の行として継承し、それを『浄土論』・『浄土論註』に依りながら阿弥陀如来の本願力回向にまで尋ね当て根源化していく。特に、『教行信証』三一問答で親鸞は、阿弥陀如来の願心である欲生心が如来の

回向心であると尋ね当てるが、筆者は、その回向心こそ如来の大悲心であり、それが根拠となって衆生の信心に大涅槃が恵まれると主張する。さらにこの欲生心積から親鸞が『浄土論註』に依って二種回向を開いていくことに注目して、筆者は、他力の信心の根拠となっている欲生心に往相還相が見定められているところに、貞慶や明恵のような自力の回向と親鸞の回向とは決定的に質が違っていると主張している。

この章は『教行信証』に引用されている『浄土論註』の文を手がかりにしながら、本願の欲生心成就に親鸞が往相還相の二種回向を見出した意味を論究しているが、その往相還相の具体性は「諸仏称名」であると筆者は言う。これを受けて筆者は、「本願力回向は還相そのものではなく諸仏称名という往相を具体相として示現するものであるというところに、親鸞の視座の特徴がある」と述べて「このことは、往還の回向が称名憶念の未来にではなく、称名憶念の現在の背後にすでに成就しているという、回向の大きな転換を示すものである」と言うのである。そして、「親鸞は、往還が一方では「諸仏称名」として称名憶念を背後から歴史付け、一方では「本願の欲生心成就」として称名憶念を心底から突き上げるものとして、どこまでも自身の穢悪が白日の下に晒され破られていくという懺悔の証道を成就するものである」と結論づけている。

第三章「往還の分限を知る一証道の転換一」では、まず親鸞が、証巻で必至滅度の願成就文で「彼の国に生まるれば」と読んでいることについて言及し、この読み方は得生を意味するものであり、「大悲回向心を聞く者となっているかどうか否かを問うものであり、そのまま往相回向の心行を獲得しているか否かに注意したものである」と確かめている。

さらにこの章では、親鸞が証巻でそれまでの往相回向に実現される教行信証を論述し終わって、「二つに還相回向と言うは」と立論して、『浄土論』の出第五門の文から展開される『浄土論註』の還相回向の文を長く引用するが、筆者はその長い引文の意味を丁寧に尋ねている。その筆者の結論は、以下の文に集約されている。「親鸞の還相回向の引文の一連の展開は、

得生の未証浄心の菩薩が本願力によって未証浄心のままで普賢の徳を修習し、平等法身と畢竟じて等しいことを得るということが軸になっている。その内容は往相回向と重なり合うものとなっているが、一連の引文の末尾が行巻の如来の本願力を明らかにする『浄土論註』の引文に繋がるようになっていることから、諸仏称名を成り立たせているものとして位置づけられていると考えられる。したがって、平等法身を畢竟得証する未証浄心の菩薩は、称名憶念する者の目に映る往生道を歩む先師の後ろ姿を表すものである。したがって、還相は、証巻に置かれてはいるが、往相の教行信証の範疇ではない。言うなれば、教行信証を支える証の境界を表すものである。ここに往還の分限が示されている」と結論づけている。

結論 「懺悔道としての欲生心の往還」では、全体の結論として「親鸞は称名憶念において、諸仏称名に出会い、その心底に如来招喚の勅命として鳴る欲生心の往還を聞く。(中略)それは遠い世界を表すものではない。限りなく諸仏に見守られ、見破られていく懺悔の証道を表すものである」と、結論している。

要するに、一切衆生の求道心は、阿弥陀如来の願心にまで着地しなければその満足はない。その如来の願心は往生浄土の信心として往相と還相という方向を持つことになるが、還相は諸仏称名として実現する先師の後ろ姿に、往相は自己の内から凡夫の穢悪を破る懺悔道として一切衆生に実現するというを論証しようとした論文である。

目次は以下の通りである。

序論 求道一般と親鸞の『教行信証』

第一章 不可説の祕密から往還の経説へ—仏教観の転換—

問題の所在

第一節 不可説の自内証

第二節 霊山浄土の祕密

第三節 無量寿仏の華座観へ

第四節 出世の大事としての往還の教説

小結

第二章 不用回向から欲生心の往還へ一回向心の転換—

問題の所在

第一節 相対の不用回向

第二節 絶対の本願力回向

第三節 大悲回向心の聞思へ

第四節 欲生心成就における往還の展開

小結

第三章 往還の分限を知る—証道の転換—

問題の所在

第一節 彼の国に生まるれば

第二節 非常の言と常人の耳

第三節 広略相入を知る

第四節 回向成就したまえるを知る

小結

結論 懺悔道としての欲生心の往還

II. 論文審査結果の要旨

本論文は目次を見て分かるように三章立てであるが、各章ごとに「問題の所在」と「小結」を設け、その全体を大きな序論と結論とで纏めている。論文の体裁としてよく練られよく纏められた論文である。また親鸞の『教行信証』をよく読み込み、さらに『華嚴経』・『法華経』や明恵や貞慶の著作などにまで綿密に当たり、学位論文として十分な研究量の論文に出来上がっている。しかし求道心と二種回向という二つの課題に迫った論文であり、しかも筆者自身の立脚地が論述の中で動くために分かりにくい点も見られた。試問の中で指摘された良い点、分かりにくい点の主たるものを挙げてみたい。

先ず分かりにくい点

本論文の序論が「求道は懺悔に始まる～」で書き出され、結論が「求道は懺悔に帰結する」で終わっていく。しかしこの論文の中では、懺悔という言葉についての定義がなく、親鸞の思想として懺悔をどう捉えるかも明確には記されていないので、読む方としては、その点を工夫すべきではなかったか。

さらに筆者独自の言葉、例えば「求道一般」とか「往相欲還相欲」等には何らかの説明が必要なのではないか。

親鸞の『教行信証』が書かれなければならない必然性について、明恵の『摧邪輪』の批判のみが挙げられるが、総序と後序をよく読み込んで、他の視点の検討を加える必要があるのではないか。

第二章で、本願成就文を二つに分ける理由を筆者は、「後半の本願の欲生心成就の文が、前半の本願信心の願成就の文の裏打ちをしている」と言うが、曾我量深は「信に死して願に生きる」と言っている。『教行信証』の信巻は「願に生きる」ということが大きなテーマになっているが、それをどう了解しているのか。従来先の先学の見解をもう少し検証して、本文に入れることが無理ならば、注記すべきではないか。

第三章で、証巻の還相回向の長い『浄土論註』の文を丁寧に読んでいるが、筆者独自の了解になっていて、親鸞が了解している還相回向とは少し違っている。親鸞は菩薩のフリガナを尊敬語に替えて法蔵菩薩の願行の成就と、浄土からの出門の成就を還相回向と読んでいるが、筆者は未証浄心の菩薩がそのまま普賢の徳を行ずると独自の了解をしている。意欲的で面白い読み方ではあるが、親鸞の思想との違いの検証を明確にしないと、読む方は分かりにくいのではないか。

第一章で、筆者は『華嚴経』と『法華経』に対して、『大経』の意味について論証している。『華嚴経』や『法華経』のように果の仏の自内証として説かれる浄土に対して、因の阿弥陀如来の本願を説き、その本願の成就によって一切衆生が浄土に往生するという道筋が説かれているところに『大

経』の特徴がある。親鸞はその本願成就文に立つのであるが、筆者は本願に対する着目が弱く、第二章では「諸仏称名」について論じているが、本願成就の信心によって諸仏と仰げるのである。本願成就の信心への着目が弱いと、論全体が観念論に転落する。また第三章では本願に対する着目が弱いために、自力によって絶対に超えることが出来ない七地沈空の難を、本願力に依って超えるという点が不明瞭になっている。本願成就という視点がより明確に示されていれば、本論文の完成度が増したであろうと悔やまれる。

欲生心に注目したのは曾我量深であるので、これから曾我先生の著作を読み込んだら如何であろうか。以上、主な疑問点と筆者のこれからの研究を励ます意見等を挙げたが、これらの点を巡って筆者と審査員とで議論が白熱したことである。

本論文の良い点

すでに述べたように章立て等に十分な配慮がなされ、誤字脱字等の間違いも少ない。『教行信証』の読み込みや他の大乘經典の読み込み、さらには明恵や貞慶の著作への読み込み等学位論文としては十分な研究量を持っている。

本論文は求道心に着目し、そこから親鸞の二種回向にまで推究していくという、大変意欲的な論文となっている。それだけに、これまでの研究にはあまり見られない筆者独自の視点や独自の読み込み等が展開されていて、読み応えのある論文となっている。

第三章は『浄土論註』の文章を丁寧に読み、筆者独自の論を展開しているが、その全体は親鸞の他力の心行に帰着していると読んでいる点は良いという評価も受けた。

以上良い点疑問の点様々に審査員と筆者の間で議論が白熱したが、意欲的で真面目に研究を続けてきた筆者に対する評価は高いものであった。

審査に必要とされる最終試験については、審査員全員により 2016 年 1

66 (学位論文審査要旨)

月 19 日に試問を行った。その結果、審査員一同一致して亀崎真量に大谷
大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。

氏名	悟 灯
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第125号
学位授与の日付	2016年3月18日
学位授与の要件	学位規程第3条第1項
学位論文題目 (副論文)	天台智顛の止観思想—『六妙門』を中心として— 智顛の生涯と事跡
論文審査委員	(主査) 大谷大学教授 Ph. D.[ハーバード大学] ロバート E. ローズ
	(副査) 大谷大学教授 博士(文学)[大谷大学] 織田 顕 祐
	(副査) 叡山学院教授 博士(文学)[大正大学] 坂本 廣 博

学位請求論文審査要旨

I. 論文内容の要旨

本論文は、中国天台宗の開祖である天台智顛(538-597)の『六妙門』の研究である。『六妙門』は智顛の初期の著作の一つであるが、天台教学の展開を知るうえで重要なものである。この論書は「数息観」という仏教の伝統的な禅観について論じたものであるが、それは息の入出を数え、心の散乱を静め、心を統一する禅観である。『安般守意經』などによると、行者は「数・随・止・観・還・淨」という六のステップをもって、この禅観を深めていくと説かれている。そのため、この禅観は「六妙門」と呼ばれているのである。

このように、『六妙門』は天台教学の実践法門に関する興味深い論書であるが、それは智顛の思想的発展を考えるうえでも、注目に値するものである。智顛の初期の代表作は三十代に講義し、後に大莊嚴寺の法愼によって十巻にまとめられた『次第禅門』である。しかし智顛は晩年になると、

いわゆる「天台三大部」(『法華文句』、『法華玄義』、『摩訶止観』)を講義し、それらのなかで円熟した天台思想を展開している。『六妙門』は智顛の初期の著作であるが、その中には後に『法華玄義』や『摩訶止観』に展開してゆく思想も見られる。そのため『六妙門』は智顛の初期と後期の著作の橋渡しの性格を持つものである。

このように、『六妙門』は一卷という短いものではあるが、天台思想を理解するうえで貴重な論書である。しかし、この論書は従来あまり研究されてこなかった。学術書としては、『六妙門』の書き下しと細かい注を施した大野栄人・伊藤光壽両氏の『天台六妙法門の研究』(2004)が唯一のものであり、また研究論文も決して多いとは言えない。そのような状況のなかで、本論文は『六妙門』について本格的に取り組んだ数少ない研究として、大きな意義がある。

本論文の目次を挙げれば、次の通りである。(項は省略する。)

はじめに

第一部

はじめに

第一章 『六妙門』について

はじめに

第一節 『六妙門』の文献

第二節 『六妙門』の成立

第三節 『六妙門』の流伝

小結

第二章 『六妙門』の内容

はじめに

第一節 歴別対諸禪六妙門

第二節 次第相生六妙門

第三節 随便宜六妙門

第四節 随対治六妙門

第五節 相摂六妙門

第六節 通別六妙門

第七節 旋転六妙門

第八節 観心六妙門

第九節 円観六妙門

第十節 証相六妙門

小結

第二部 『六妙門』の内容をめぐる検討

はじめに

第一章 『六妙門』の思想の源流

はじめに

第一節 「六妙門」と『安般守意経』との関係

第二節 『六妙門』と大乘諸経論との関係

第三節 六妙門の実践法と『請観音経』

小結

第二章 智顛の著作における六妙門

はじめに

第一節 『次第禅門』における「六妙門」

第二節 『法界次第初門』における「六妙門」

第三節 『法華玄義』における「六妙門」

小結

第三章 「『六妙門』における「止」と「観」

はじめに

第一節 『六妙門』における「止」と「観」

第二節 『次第禅門』における「止」と「観」

小結

第四章 『六妙門』における「漸次」「不定」「円頓」

70 (学位論文審査要旨)

はじめに

第一節 『六妙門』における漸次・不定・円頓の意味

第二節 南岳慧思の漸次・不定・円頓の意味

小結

第五章 智顛の思想における漸次・不定・円頓の発展

はじめに

第一節 『次第禪門』における漸次・不定・円頓の意味

第二節 『摩訶止観』における漸次・不定・円頓の義

第三節 灌頂による三種止観の説

小結

第六章 天台の行位説について

はじめに

第一節 慧思の行位説

第二節 『六妙門』の行位説

第三節 『覚意三昧』の行位説

第四節 『法華玄義』の行位説

小結

第七章 結論

引用・参考資料

副論文 智顛の生涯と事跡

はじめに

第一章 智顛伝に関する資料

第一節 『隋天台智者大師別伝』について

第二節 『国清百録』における智顛の伝記

第三節 『続高僧伝』における「智顛伝」

第二章 智顛伝の検討

第一節 智顛の家系

第二節 出家の因縁

第三節 出家・受戒・方等の学び

第四節 南岳慧思に師事

第五節 金陵に弘法

第六節 天台山隱修

第七節 再度金陵で弘法

第八節 隋王朝との関係

第九節 智顛の著作

結論

『別伝』と『続伝』の「智顛伝」の比較

参考文献

資料篇 大蔵経本・七寺本・趙城金藏本の『六妙門』の校訂テキスト

このように、本論文は二部に分けられ、最後に副論文と『六妙門』の校訂テキストが付記されている。第一部では、『六妙門』に関する基本的な考察がなされている。第一章（「『六妙門』について」）では現存する『六妙門』のテキストが確認され、『六妙門』撰述の背景やそれが後代の仏教者によってどのように受容されたかが概観されている。『六妙門』は毛喜の要請を受けて智顛が書いたとされているが、この章では毛喜の伝記を詳細に検討し、智顛が毛喜に『六妙門』を講説したのは、陳の太建六年（574）から七年（575）の九月のあいだであることを論じている。また大正新修大蔵経に収録されている『六妙門』には『六妙法門』という題目が付されているが、経録などの検討から、本来の題目は『六妙門』であったことを指摘している。さらに第二章（「『六妙門』の内容」）では、『六妙門』を構成する十章をひとつひとつ取り上げ、その内容を丁寧に確認している。

第二部では、第一部で行われた『六妙門』の検討を通して見えてきたいくつかの課題について、智顛の初期の著作である『次第禪門』、または『六妙門』以降の著作である『法界次第初門』、『法華玄義』や『摩訶止観』などと比較している。第一章（「『六妙門』の思想の源流」）では、智顛が『六妙

門』を著すうえで、数息観を中心テーマとする『安般守意経』以外にも、『大智度論』、『菩薩地持経』、『請観音経』、『大品般若経』や『瓔珞経』などの様々な大乘経論に拠っていることを明らかにしている。第二章(「智顛の著作における六妙門」)では、『六妙門』以外の智顛の著作(『次第禅門』、『法界次第初門』、『法華玄義』)のなかで、六妙門がどのように説かれているかを確認している。

第三章(「『六妙門』における「止」と「観」」)では、『六妙門』のなかで「止」と「観」がどのように説かれているかを論じ、『次第禅門』における「止」と「観」の扱い方と比較している。従来の研究では、智顛の初期の思想では「禅」が重視されるが、『摩訶止観』などの円熟期の著作にいたると「止観」が重視されるようになると論じられている。しかし、この章ではすでに『六妙門』と『次第禅門』には「止」と「観」に関する詳しい説明が見られ、それが後の『摩訶止観』へと発展的に継承されていることを指摘している。

次の第四章(「『六妙門』における「漸次」「不定」「円頓」」)と第五章(「智顛の思想における漸次・不定・円頓の発展」)では、天台思想における漸次止観・不定止観・円頓止観の三種止観が取り上げられている。智顛の弟子の章安灌頂(561-632)以来、『六妙門』はこれら三種止観の内、不定止観を説く論書と規定されてきた。この点を踏まえて、第四章では智顛の師である南岳慧思の著作や『六妙門』のなかで、これら三種類の止観がどのように説かれているかを確認し、第五章ではそれらが『次第禅門』と『摩訶止観』でどのように展開されているかを考察している。

最後に第六章(「天台の行位説について」)では、智顛の行位説の展開を概観している。この章では、まず南岳慧思の行位説を取り上げ、慧思が『大品般若経』や『瓔珞経』を根拠として、菩薩の修行階梯を十住・十行・十廻向・十地・等覺・妙覺の四十二位に分けたことが論じられている。さらに智顛は『六妙門』では慧思の行位説を継承しているが、『覺意三昧』では四十二位の前に十信を挿入する形で五十二位説を展開し、晩年は『法華玄

義』のなかで『法華経』の三草二木の喩えを用いて新たに包括的な行位説を体系化したことが論じられている。

また副論文では、『隋天台智者大師別伝』、『国清百録』や『続高僧伝』の「智顛伝」などにより智顛の一生を詳しく跡付けている。最後に大正新修大蔵経所収の『六妙門』を趙城金藏本と最近発見された七寺本とを用いて校合して、『六妙門』の校訂テキストを提示している。

Ⅱ. 論文審査結果の概要

以上のように、本論文は天台智顛の『六妙門』に焦点を当て、その内容を精査し、智顛の思想的展開におけるその位置を確認することを目的としている。以下、試問での質疑を踏まえて、評価すべき点と不十分な点を述べることとする。

本論文は268頁に及ぶ意欲的な研究である。そのなかで『六妙門』と『次第禪門』との前後関係について新たな見解を提示していること（この点に関しては下に詳しく述べる）、『六妙門』の思想的内容を的確にまとめていること、さらには『六妙門』を軸に天台思想全体の発展を跡付けようとしたことなどは評価できる。また、資料篇として論文の最後に付記されている『六妙門』の校訂テキストは、問題は残るけれども、学界に大きく寄与するものである。

特に重要だと思われたのは、第一部第一章で『六妙門』と『次第禪門』との前後関係について新たな見解が示されている点である。『次第禪門』は智顛が陳の都である金陵に滞在していた568年から575年のあいだに講説されたものであり、智顛の初期の代表作である。従来の研究では、『六妙門』のなかで「義は坐禪内方便の驗善悪根性の中に広説するが如し」とあり、ここでいう「驗善悪根性」とは『次第禪門』の一節を示すため、『六妙門』は『次第禪門』の後に成立したと考えられてきた。しかし、本論文では視点を変えて、この両書に見られる「止」と「観」の説明に注目し、『六妙門』の「止」と「観」についての説明は、『次第禪門』のそれに比べ

るとより発展しているため、『六妙門』は『次第禪門』の後に位置付けられるべきであると論じている。これは傾聴すべき説である。ただし、その場合、「義は坐禪内方便の驗善悪根性の中に広説するが如し」という一文をどう解釈すべきか、という問題が残る。重要な問題提起ではあるが、さらなる検討が必要である。

以上、本論文で評価すべき点をいくつか挙げたが、問題点もある。まず指摘しなければならないことは、全体を通して、『六妙門』などの内容紹介に止まっている嫌いがあることである。一例を挙げると、第一部第二章では『六妙門』の内容を丁寧に解説しているが、『六妙門』全体を通して智顛が何を明らかにしようとしたかについての考察は、十分になされていない。同様なことが第二部でも見られる。ここでは『六妙門』のなかで取り上げられているいくつかの教義（例えば漸次止観・不定止観・円頓止観の三種止観や行位論）に関する理解が、智顛の師である南岳慧思から、智顛の初期の著作である『次第禪門』や『六妙門』へ、さらには晩年の『摩訶止観』へと、どのように変化したのかを解明しようと試みている。これは重要な視点であるが、ここでも各著作のなかで、これらの教義がどのように説かれているかを紹介することが中心で、それらの教義が変化した理由や意義についての考察があまりなされてはいない。また六妙門の禪観が、智顛が典拠とする『瑞応経』などの經典のなかで、如何なる文脈で説かれているかも考察すべきであった。

資料篇に付記されている『六妙門』の校訂テキストに関しても、試問でいくつかの点が指摘された。この校訂テキストでは、大正新修大藏経所収の『六妙門』を基にして、それを趙城金藏本と七寺本とを用いて校合している。七寺からは近年多くの貴重な仏教典籍が発見されており、注目を集めている。そのためにも、七寺本『六妙門』のテキストが、このような形で学界に提供された意義は大きい。逆に趙城金藏本は必ずしも良いテキストとはいえないことが試問で指摘された。この点に関連して、本論文の中で『六妙門』を引用するとき、難解な個所をしばしば趙城金藏本によって

大正新修大蔵經の読みを訂正しているが、このような操作を行うときには細心の注意を払うべきことが指摘された。

先に述べたように、本論文では『六妙門』の思想を確認し、それを智顛の思想的発展のなかに位置付けようとするものである。不十分な点はあるが、その目的はおおむね達成されているといえる。

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2016年1月7日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、悟灯に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当であると判断した。

氏名	はまのりょうすけ 濱野 亮介		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	甲第126号		
学位授与の日付	2016年3月18日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	明初無祀鬼神祭祀政策の研究		
論文審査委員	（主査）大谷大学教授	桂華淳祥	
	（副査）大谷大学准教授 博士（文学）[京都大学]	松浦典弘	
	（副査）大谷大学専任講師 博士（文学）[京都大学]	井黒忍	
	（副査）京都大学人文科学研究所教授 博士（文学）[京都大学]	岩井茂樹	

学位請求論文審査要旨

I. 論文内容の要旨

本論文は、明朝初期に新設された無祀鬼神（所謂無縁仏、孤魂）に対する祭祀制度「祭厲制度」を主題として、その地域社会における施行の実態や規定の成立過程を検討することによって、制度設置の持つ意味を明らかにしようとするものである。

まず「序論」にて、筆者の問題関心と本研究に関する従来の研究状況を述べた後、祭厲制度の概要を説明し、本論文の目的と構成を示す。

ついで「第1章 明代祭厲制度一宋～明代にかけての無祀鬼神祭祀の潮流一」では、明代以前において無祀鬼神祭祀がどのように扱われていたのか、そして明朝において創設された無祀鬼神祭祀制度である祭厲について、従来の研究成果を参考に整理する。すなわち前者については、民間における仏・道二教の儀礼を中心として無祀鬼神祭祀が行われたこと、一方、王

朝政府はこれらの祭祀に無関心ではなかったものの、国家祭祀に取り入れるなどのことはしなかったことを確認(第1節)。後者については、前代からの潮流の中、本来は道教儀礼であったものから道教色を抜いた形によって、祭厲制度が制定されたとして、その過程を具体的な事例を示して述べる(第2節)。

「第2章 明代における郷厲及び里社祭祀の制度とその設置について」では、祭厲のうち民間で行われた郷厲壇と、郷厲と同じ設置基準で設置された五土五穀を祭祀する里社壇について考察。この両祭祀は、従来、設置基準が同じであること、そしてその設置基準が明代に施行された税・賦役単位である里甲であると考えられてきたことから、里甲制との関係において論じられ、祭祀の内容以外は全て同様のものと扱われてきたが、両祭祀制定の経緯は別であること、さらに設置基準は厳密に言えば里甲ではなく、里甲制施行の前段階において編成された百戸を基準とする単位であることを指摘する。また主祭者についても、城隍神とのやりとりが求められ、必ず里長が行うべきとされた郷厲に対し、里社については里長や糧長など民間における指導的立場の者がその任に当たることを定められてはいるが厳密ではなく、郷厲とは異なることを指摘した(第1節)。次いで両祭祀の実施状況について、福建地方を中心とする多くの地域で規定の単位ではなく、地域区画の「都」ごとに設置されている事実を明らかにし、このいわば第二の基準は、規定を理解しているはずの官僚による設置の際にも見られることから、この基準が規定に反するものではないと考えられていた可能性について指摘する(第2節)。

「第3章 明代における地域区画「都」に関する一考察」では、前章で見た郷厲・里社両祭祀の基準の一つとしてあらわれた「都」を中心に、当時の地域区画について考察。明代における「都」は、里甲編成の際の基準となる区画で、宋代の保甲法が南宋代に行われた経界法を経て明代に残ったものであることはすでに指摘されてきたが、ここではさらにその都が、戸数で編成された単位が領有する土地を区画したものであることを明らかに

する(第1節)。その上で、各地方志に見られる記事から明代におけるそれぞれの区画の編成を整理し、地域区画の変遷にとって重要な要素となるのは、戸数単位の編成と経界による領域の固定化であることも明らかにする(第2～5節)。またこれらの変遷は、王朝創立による新たな戸数単位の編成→領域不定により税糧に差が生じ貧富の差が生まれる→是正のため土地の領域に即した経界などが行われる→それでも戸口の流動性に対処しきれなくなり税制が破綻→王朝交代、というサイクルと連動しており、前代で戸数編成された単位が、後代では区画として残る理由となることを明らかにする(第6節)。

「第4章 明朝による無祀鬼神祭祀政策—祭厲制度と蔣山法会—」では、祭厲制度がどのような意図で制定されたのかについて、また祭厲制度同様に無祀鬼神に対する鎮魂が目的と考えられる蔣山で行われた法会について考察し、この二つの事柄の意味とそれぞれの位置づけについて検討する。

まず明朝祭祀政策における全体的な理念構築に中心的な役割を果たした儒臣の立場に関して、祭厲制度制定の際に出された礼官の答申を取り上げ、そこに記される説明では祭厲の意義と目的を古代の礼制(泰厲・公厲・族厲)にひきつけて述べているが、祭厲制度の目的の論拠としては不合理な面があることを検証し、この制度が礼官主導のものではないことを提示する(第1節)。

続いて皇帝たる太祖の鬼神観を御製の「鬼神有無論」(太祖と典型的儒教主義者である「傍臣」との対話形式の叙述)から検討。鬼神の存在を否定する傍臣に対して、太祖が鬼神は現実問題として確かに存在すること、そして祭祀が必要であることを説くところから、このような主張が祭厲制定の推進に強く影響したと述べる(第2節)。

一方、蔣山で行われた法会については、洪武元(1368)・二・五年と国初に重ねて行われたこと、特に五年に行われた第三回の法会は、事前に太祖御製の「榜文」が頒布され、法会当日は太祖を初め礼部の重臣や江南の名僧十人と僧徒二千人が関わる大規模なものであったこと、加えて「榜文」

の内容から見て、この法会の対象が祭厲の無祀鬼神と全く同一のものと理解できることから、これらの法会は祭厲と同じ目的で開催されたと論じている(第3節)。

そして祭厲と法会の関係は、同じ目的を持つものであるが、それぞれに時期的あるいは管轄する領域的に役割が分担されており、国制としての祭厲を法会が補助する形となっている。これは太祖の儒教を主とし道・仏がその欠を補うという三教観に通ずるものであり、祭厲制度の整備によって全国的な無祀鬼神に対する祭祀体制が整った後、同様の目的での仏教法会が開催されなくなったのはその証左であると指摘する(第4節)。

「結論」は、上述各章の要点のまとめ。特に筆者の論旨の中核をなす第4章の結論を再度説明して論述を終えている。

II. 論文審査結果の要旨

本論文は、祭厲制度創設について直接関わった太祖朱元璋と浙東の儒者たちの意図するところという内面的な問題点の検討と、実際に地域社会において施行された祭厲制度や仏教の活動である法会の実態の究明という両面から取り組むというもので、そこには従来の研究を参考に一つの見通しが立てられている。それは、服制制定の議論に際して、太祖が礼官の意見を斥けて再考を要求し、最終的に太祖の意に沿うように修正された、すなわち基本的な理念として儒教理念が用いられるものの、最終決定者たる太祖の判断により取捨選択が行われたとの事例を手がかりに、祭厲制度にもそれが見られるのではないかというものである。のちに論証することになるが、このような確な見通しを持つことはそれ自体先行研究を詳細に検討整理して問題の核心を把握出来ている証であり、評価に値するであろう。

その問題提起に対する論証はおおむね第4章で展開される。まず祭厲制度制定における礼官の答申を精査し、祭厲の制定は、儒教的観点に立って制定が求められたものではなく、別の次元からなされたものと考えるのが自然であって、このような場合、礼官の果たすべき役割は、儒教倫理に基

づかない祭祀であっても、儒教的に意味づけることによって国家礼制及び祭祀理念との整合性を持たせること、いわば「儒教化」にあったとし、このように直接的には繋がりのない正当な儒教儀礼を引き継ぐものと位置づけることによって、祭厲を国制として組み込みやすくしたと論ずる。ここに言う「儒教化」とは要を得た表現として意義深い。

次に太祖朱元璋の鬼神観について、太祖御製の「鬼神有無論」に記される内容を綿密に検討し、あくまで鬼神は気の集散による現象の一つに過ぎないとする朱子学に対して、太祖は現実に発現し今まさに害を加えかねない存在として認識しているという差異を浮かび上がらせ、先に述べたように祭厲制度が儒教倫理上の正当性を確保されないまま成立していることと合わせて、祭厲の制定は太祖の主張がかなえられた結果である、つまり儒教的な整合性よりも太祖個人の意味こそが優先されたと論じる。この部分は内面的な考え方の違いが分かりやすく整理されていて説得力がある。

そして仏教の活動である法会との関係についても、国初に行われた法会が鬼神とりわけ無祀鬼神の鎮魂が目的であったことを説いた上で、『洪武礼制』祭厲の「祭文」、法会の「御製蔣山広薦仏会榜文」、「鬼神有無論」の記述内容を比較し、その述べるところは全く同じ方向を示していることから、法会もまた太祖の主張すなわち無祀鬼神の鎮魂がかなえられた結果であると論じている。

この三点はいずれも祭厲制度制定の経緯についての新たな見解として高く評価できよう。

前後するが、第1章は祭厲制度を論ずるための導入部分として祭厲についての基本的事項を確認したもので、明代以前の状況や明代における祭祀の方法など、分かりやすくまとめられていて不可欠な部分である。

第2章で取り上げられた「郷厲壇と郷厲と同じ設置基準で設置された五土五穀を祭祀する里社壇」は、近年、資料状況が整ってきたことにより閲覧が可能となった各種地方志に見える記事を丹念に検索抽出し、それを整理してそれぞれの実態の把握に努めたもので、研究の基礎的作業から導き

出された結論であり、地域社会における無祀鬼神祭祀の実態を知る上で極めて有用である。

また第3章で扱った地域区画「都」についても、地方志に記載される記事を丹念に検証して、地域区画の変遷と行政単位の関係の一端を明らかにしたもので地域末端社会の様々な活動を究明するには基礎的な研究である。第2章とともに筆者の史料収集とその考証に対する意欲と緻密さが窺われるところである。

各章とも詳細な検討が為されており、学会の現状を踏まえた基礎研究としての価値は極めて高いと言えよう。ただ不十分なところがないわけではない。

まず全体を通して少なからず史料引用に際しての誤字脱字や誤読が認められる。また先行研究についても目の届いていない部分が見受けられる。特に外国(問題の対象地域である中国)における状況は情報を得にくいと言うこともあろうが、できる限り押さえておく必要がある。行論の面では、たとえば第1章で「(前略)その最たるものが水陸会であったと考えられる」と具体的に水陸会を取り上げながらそれについての説明が十分に為されていないことや、第4章で議論の対象となる法会への参加者に「名僧十人が招集されて」とし「八人までは史料上確認できる」としながら、彼らの状況についてはほとんど触れられていないこと、さらに祭厲と法会それぞれの役割を論ずるところでは、礼制策定の中心となった浙東の儒者の中には宋濂や王禕など、儒教一辺倒ではなく仏教や道教などにも深い理解があったと言われる人物の名が挙げられるが、彼らの動きについても触れられる部分が少ないことなどである。また祭祀については元朝との継続性あるいは断絶性に意を払って確認する必要があることも指摘された。しかしながら、こうした難点が直ちに本論文の価値を損なうものでないことは審査委員の一致した見解である。将来、本論文を公刊する際には上記のような点を修正補足して、より説得力のある論考になることを期待する。

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2015年

12月21日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、濱野亮介に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。

氏名	かど い けい すけ 門 井 慶 介		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	甲第127号		
学位授与の日付	2016年3月18日		
学位授与の要件	学位規程第3条第1項		
学位論文題目	日本古代在地社会の研究		
論文審査委員	(主査)	大谷大学教授 博士（文学）[大谷大学]	宮崎健司
	(副査)	大谷大学教授 博士（文学）[京都大学]	池田敬子
	(副査)	大谷大学准教授 博士（文学）[大谷大学]	福島栄寿
	(副査)	京都大学名誉教授 文学博士 [京都大学]	大山喬平

学位請求論文審査要旨

I. 論文内容の要旨

本論文は、日本古代、特に八・九世紀を対象に、文献史料や出土文字史料にみえる「村」に着目し、在地社会の実態を明らかにしようとする論考である。本論文の構成は以下の通りである（節は省略）。

序 章—日本古代村落史研究と本稿の目的—

第一部 古代在地社会の「村」

第一章 八世紀の家地売券にみる「村」

第二章 郡雑任田領の活動と在地社会

第三章 五十戸組織の変遷と在地社会

第二部 古代在地社会における「村」の構造

第四章 日本古代在地社会における「村」と家

第五章 家の景観と人的構成

終章

序章—日本古代村落史研究と本稿の目的—では、日本古代村落研究史にふれ、主要な二つの研究方向、理論的研究である在地首長制論と文献史料や出土文字史料にみえる「村」の実証的研究を取りあげる。前者は重要な論点を含むものであるがあくまでも理論的仮設であり、具体的な在地社会の実態を明らかにするためには後者の史料にみえる「村」の実証的研究が重要であると本論の研究視点を明らかにする。

第一部「古代在地社会の「村」」では、八・九世紀の史料にみえる「村」の分析を通して、「村」の復原や「村」に対する認識などを明らかにし、「村」と在地社会の関係を論じている。

第一章「八世紀の家地売券にみる「村」」では、東大寺東南院文書に残る「山背国宇治郡賀美郷売買券」と新潟県延命寺遺跡出土二十一号木簡「越後国頸城郡野田村田地売買文書」を素材として、「村」の在地社会における位置づけを検討する。

「山背国宇治郡賀美郷売買券文」は、山背国宇治郡賀美郷堤田村（現京都府宇治市五ヶ庄付近）に所在した家地の売買に関わる手継文書で、天平十二年（740）から仁寿二年（852）までの計16通が伝存している。このうち家地の所在を明記した5通を取りあげ、家地などの四至記載、売買主やその保証人たちの所属郷（郷里制下、後述）の記載に注目して分析し、賀美郷内にある堤田村に周辺の複数郷に編戸された者たちが居住していることを明らかにしている。また、「越後国頸城郡野田村田地売買文書」は、越後国頸城郡（郷名未詳）野田村（現新潟県上越市大字下野田字延命寺付近）に所在した田地の売買に関わる文書木簡で、そこにみえる売買主の所属郷をそれぞれ分析し、野田村の田地の売買主のうち周辺の郷に編戸された者が含まれていたことを指摘している。

これらの分析より、事例としては僅少なながら、畿内および畿外において、

律令制下の行政単位である国一郡一里（郷＝五十戸）（以下、「五十戸組織」と呼ぶ）のもと、公民が編戸により所属を確定された後も、八世紀の在地社会の生活基盤は維持されており、そのようなものが「村」と認識されていたと指摘する。つまり「村」こそが在地社会の基盤であるとする。

第二章「郡雑任田領の活動と在地社会」では、律令制下の行政組織末端に位置する郡雑任、特に田領を分析対象として、前章と同様に九世紀における「村」と在地社会の関係を検討している。

郡雑任とは、郡司のもとにあって、在地社会での徴税の監督や帳簿の作成などの実務にあたった下級官人で、しかもその職掌から在地社会に根ざした存在であったと考えられる。そのなかでも田地の実検などで在地で活動した田領に注目する。具体的には石川県河北郡津幡町加茂遺跡出土「加賀国榜示札」に見える「深見村」と田領の活動について検討している。「加賀国榜示札」は、嘉承二年（849）に田領が在地社会に掲示した古代の触書で、そこには、本来、律令行政上で使用されない「深見村」という領域を表現する記載がみられ、そこには複数郷（郷制下）に編戸された者が含まれていたとする。つまり五十戸組織による公民の編戸後も在地社会における生活基盤がやはり維持されており、八世紀段階で確認できた状況は九世紀においても継続していたとする。

一方で、八世紀と九世紀では田領の職務に変化が見うけられ、八世紀の文書木簡と、九世紀の懇田地売券などを比較検討し、八世紀には田地の実検など在地での活動が主要なものであったのが、九世紀代にはそれが激減し、上述の榜示札の掲示など行政一般の職務へ変化したことを指摘する。そして、その背景には在地社会の変化があったのではないかとする。

第三章「五十戸組織の変遷と在地社会」では、五十戸組織の制度的変遷を区分として、それぞれにおける里（郷）と史料にみえる「村」の認識について検討している。

五十戸組織は、七世紀後半から八世紀にかけて、①評一五十戸、②郡一里、③郡一郷一里（郷里制）、④郡一郷（郷制）と変遷を遂げたが、それぞれ

の時期にみえる里(郷)と「村」の意味を対比し、里(郷)が、本来、公民の所属区分で、「村」は地点表記、領域性をもったものであったのに対して、③から④にかけて、次第に郷(里)が領域性をもつものと認識されるようになったとする。郷(里)が「村」といわば同一視されるように変化したとし、それは「村」を基盤とする在地社会の様相が律令制度の行政組織に変容をもたらしたためと指摘する。また駅家と史料にみえる「村」の関係にも六国史記事や文書木簡を素材として言及する。

第二部「古代在地社会における「村」の構造」では、史料にみえる「村」を構成する重要な要素の家を取り上げ、「村」と家の関係、家の景観や構成員について論じている。

第四章「日本古代在地社会における「村」と家」では、「村」の構成要素として家について検討し、考古学的知見としての集落との関係にも言及している。

六国史の災害記事を通して、災害の実態把握には、五十戸組織の表記ではなく、家を「区」という単位で表記し、家が在地社会における経営体の具体像を示すものであるとする。そして、天平宝字五年(761)十一月二十七日付「大和国十市郡家地売買券」(天平神護元年八月十六日付の国判あり)などの分析から、家一区の景観は、板屋・門屋・椽など複数の建物からなるものとして復元できるとする。また、家に居住した人々は、九世紀の仏教説話集である『日本霊異記』下卷第十三縁「将写法華経建願人断日暗穴頼願力得全命」の多人数による山労働の説話を通して、個々の家のための労働だけではなく、家相互が協力しあう協業関係も存在したと指摘する。

一方、考古学では、在地社会において、共同体としての住居小グループと、同一の墨書土器を共用する住居小グループ群が重層的に存在したとして、後者を集落に規定するが、筆者はこの住居小グループこそが家であり、住居小グループ群である集落の集合体こそが史料にみえる「村」にあると想定する。

第五章「家の景観と人的構成」では、『日本霊異記』を素材に、前章で取

り上げた家の景観と構成員をより具体的に検討している。

家の景観については、『日本霊異記』中巻第三十四縁「孤嬢女憑敬観音銅像示奇表得現報」などを素材に分析し、家は、垣などで区画された空間をもち、そこには複数の屋が存在するとする。また「寝屋」「隔屋」など居住の建物だけではなく、「碓屋」「倉」など機能別に設けられた建物があったとする。また、場合によっては「堂」など宗教施設を伴うものさえあり、家に附属せず、「村」の共有になる倉や井などもあったとも指摘する。家の構成員については、『日本霊異記』中巻第十六縁「依不布施与放生而現得善惡報」などを素材に分析し、経営体として、家長・家室を核とした単婚家族に、食糧支給などの報酬を媒介としたある種の雇用関係にある家口・使人によって構成されていたとする。農耕など生産活動においては単婚家族のみでは経営が成り立ちがたく、家口・使人の労働確保が必然であったが、家口・使人は「魚酒」と呼ばれる報酬の内容によって容易に雇用関係が変動するものであり、その意味で家の経営はきわめて流動的なもので、ある程度裕福な家が一代で没落することもあったと指摘する。さらに、すでに指摘のある在地社会の流動性の起因は、この家の流動性にあったとする。

終章では、本論の内容の要約をおこない、在地社会の基盤に「村」を想定したうえで、律令制度との諸関係について改めて確認していく必要があることを課題として終えている。

II. 論文審査結果の要旨

日本古代史において村落史研究の進捗ははかばかしくなく停滞状況にある。そのような中で意欲的に在地社会の究明に取り組んだ筆者の姿勢をまず評価したい。

第一部第一章で、八世紀の家地売券を丹念に分析し、先行研究を踏まえながら在地社会の復元を試みた方法論はきわめて有効で、八世紀の史料にみえる「村」が在地社会の基盤であるとの指摘は十分に首肯しうる。第二

章は、八世紀の在地社会の状況を九世紀においても確認しようとするものであるが、その際、律令国家と在地社会の媒介者としての郡雑任(田領)に着目することもすぐれた視点といえる。また、この分析において、単に九世紀の確認に止まらず、郡雑任(田領)の職務の変化を抽出し、八世紀との間に在地社会の変化を見出そうとする姿勢は、歴史をダイナミックにとらえようとする、すぐれた歴史的感覚といえよう。それを受けて、第三章では、五十戸組織の変遷と対応して、史料にみえる「村」と郷(里)について論じ、原則として編戸による所属の単位であったはずの郷(里)が領域性をもち、「村」の概念に接近していったとの指摘も、容易に想像しうることはあるが、それを実証的に跡づけようとした点は重要である。第二部第四章および第五章では、在地社会の基盤としての「村」がいかなる具体相をもつのかを提示している。総括的な叙述はないものの、単婚家族(家長・家室)を核に契約による労働者(家口・使人)を含んだ家(住居小グループ)は、複数の建物を垣などで区画された空間を有し、それを構成要素とするものが「村」(住居小グループ群〈集落〉の集合体)であったことを全体として示しており、興味深いものと思われる。

このように評価すべき点はあるが修正すべき点もみられる。例えば、第一部では、律令制下の在地社会の支配において、在地社会の基盤たる「村」を基準として、行政単位としての里(郷)がなぜ設定されなかったのか、素朴な疑問が生じる。各戸における徴税の均質化というねらいがあるとはいうものの、実効支配がどれだけ可能であったのか、論究すべき点であろう。第二部では、家や「村」の具体像を示す一方、家そのものもが流動的な状態にあったとするが、その流動性はどの程度のもので、「村」にどの程度の影響を与えていったかも言及すべきであろう。また、膨大な先行研究を踏まえながら本論考の研究史上の位置付けがやや明確となっていないのが惜しまれ、その点を修正すれば、本論考の評価はより高いものになるであろう。

以上の問題点のほか、用語の適切さなどの叙述の未熟さ、実証不足の部

分もみられるが、一貫して史料に見える「村」を在地社会の基盤と位置付け、数多くの先行研究の成果を再構築して具体的な在地社会像のアウトラインを提示した点では、学位論文としての内容をもつものと評価できる。

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2016年1月8日に試問をおこなった。その結果、審査委員一同一致して、門井慶介に大谷大学博士(文学)の学位を授与することが適当と判断した。